

原子力損害賠償責任保険の諸問題

吉田 照雄

一 はしがき

公衆に対する加害力をもつ危険な施設又は用具を操作する者に対し、被害者への賠償資力を確保する目的の下に国が責任保険契約の締結を強制することは、自動車交通や航空事業の分野などで既に内外にその例を見るところであるが、広範囲かつ巨額の第三者損害の可能性を包蔵する原子力事業にあつてはかかる賠償資力確保の要請は殊に切実である。このため、諸外国でも原子力保険制度の整備は民間資本による原子力の開発・利用を可能にするための一つの前提条件として最初から考えられていた。米国では、一九五四年の原子力法の改正によって原子力事業の門戸がひろく民間企業に開放されると直ちに指導的な保険会社役員十名から成る原子力保険研究委員会が米国原子力委員会によって任命され、一九五六年の五月には株式保険会社による原子力責任

保険共同引受機関(プール)である「原子力責任保険協会」と、相互保険会社によって構成する同様の機関である「相互会社原子力保険プール」(註1)とが設立される運びとなり、これらのプールの発行する原子力責任保険証券はその後一九五七年のいわゆるブライス・アンダーソン修正法によって米国の原子力災害補償体制の一環に組み込まれることとなったのである。英国でも一九五六年八月以来保険会社及びロイズ保険者によって構成された原子力保険共同引受機構である「英国原子力保険委員会」が発足し、その提供する原子力責任保険は一九五九年の原子力施設(許可及び保険)法により原子力敷地の被許可者に対し事実上強制化された。その他西ドイツ、スイス、イタリア、フランスをはじめ世界の主要な国々で相次いで原子力保険プールが結成され、これらのプールはそれぞれの国の政府と協力して原子力災害補償体制の整備

をはかると同時に、またしばしば相集つて国際的な原子力保険会議を開き、共通の問題について意見の交換・調整を行っている。

註1 この相互保険会社のプールはその後改組され、現在では「相互原子力責任保険引受団」と称するプールが相互保険会社の原子力責任保険引受機関となっている。なお現在米国の株式・相互両原子力責任保険プールの引受能力の合計は一施設につき約六千二百萬ドルである。

わが国においても原子力保険引受のための準備は既に一九五五年頃から開始されていたが、一九五七年の春には損害保険業界の内部に原子力保険特別委員会及び専門委員会が設置され、原子力保険約款の起草、プール規約の制定等の事業に本格的に着手した。その結果、一九六〇年の二月には「原子力損害賠償責任保険」が保険業法所定の手続を経た上で正式に独立の保険種目として誕生し、続いて三月には日本の損害保険会社二十社をすべて網羅する日本原子力保険プールが設立されて活動を開始した。保険業界におけるこのような引受態勢の整備に呼応して、法制面でも昭和三十四年法律第一〇三号及び政令第三三七号によりいわゆる原子炉等規制法及び同施行令の改正が行われ、原子炉設置者は原子炉の熱出力に依り最高五十億円に至る一定の金額まで原子力損害賠償責任保険を付保し又はこれに代るべき損害賠償措置を講ずるよ

う要求されることとなった。そして更に今回の「原子力損害の賠償に関する法律」の成立によって、原子力損害賠償責任保険は正式にわが国の原子力損害賠償法体系の一構成要素として採用されることになったわけである。

原子力責任保険はしかし色々な面で従来の損害保険とは異つた特色をもつ新しい保険である。そこで次に、日本に限らず今日世界各国で行われている原子力責任保険に共通したその特殊性ないし問題点といったものを若干ひろい上げてみることにしよう。

二 原子力責任保険の特殊性

(一) 大数法則実現の困難性とその対策

原子力責任保険事業の経営を開始するに当つて各国の保険者が直面した共通の問題は通常保険経営の前提である大数法則の実現が原子力の分野では決して容易でないということであった。即ち現段階では付保の対象となる原子力施設の数は極めて限られているし、又その建設に要する莫大な資金や立地条件面での制約を考へれば今後ともその数が事故発生率の確率を統計的に確め得るまでに増加するかどうか甚だ疑わしい。このように危険集団を構成すべき付保物件が少数であるという困難に加えて、一朝大規模な原子炉

事故が起った場合に予想される保険者のてん補責任の額はまさに莫大である。しかも原子力の民間利用の経済性を阻害しないためには、かかる万一の大災害危険を保険料率の中に織り込むことについても自ら限界がある。このような状況の下では、保険契約者から集めた保険料の蓄積が一回の重大事故による損害を賄い得るに至るまでには多くの年月を要し、その間原子力保険の経営はきわめて不安定なものとならざるを得ない。このような問題を前にし、しかも他方原子力平和利用の推進のために一刻も早く原子力保険の引受態勢を整備する必要に迫られた各国の保険者がとった方策は大別して次の三つであった。

イ プール組織の採用

大数法則が働かぬ状態のまま巨額の責任を保険者が負担しなければならぬのが原子力保険のいわば宿命であるとするれば、これを営むためには特別の経営形態が必要である。即ちそれは、一方において準備金の積立がまだ不十分なうちに不幸大災害が発生したときの打撃を出来るだけ多数の保険者の上に分散できるものであると同時に、また出来るだけ多額の保険需要を消化するために一國の保険業界の引受能力を総動員できるようなものでなければならぬ。既に紹介した各国の原子力保険プールはこのような二重の目的に応えるものとして生れたもので

ある。

ロ 危険の国際的分散・交換

付保の対象となるべき原子炉施設の数は一國の内部だけでは所詮限られたものであるが、世界中の原子炉を寄せ集めればそれは相当の数になるはずである。従って若し各国の原子力保険プールが互いに自國で引き受けた危険を他國のプールに再保険し合うならば、保険者の原子力保険経営の基盤は世界的規模にまで拡大され、そこには大数法則の働き得る余地が多少とも生れてくる。又このような再保険交換は重大な原子力事故によりその國の保険者が蒙る打撃を緩和する手段でもある。このような理由が、巨額の責任を消化する必要性とあいまって、再保険技術を原子力保険に不可欠のものとした。現在原子力保険は海上保険、航空保険などとともに最も国際性の強い保険種目の一つということができ、日本の原子力保険プールでも今日既に米國と英國のプールから再保険の形でこれらの國の原子炉の保険を引き受けている。

ハ 準備金の長期積立

例えば火災保険や自動車保険のように無数の付保物件を擁する保険種目と異なり、原子力保険のように付保の対象が少数でしかも一件当りの潜在的損害額が巨額な種目にあつては通常の方法で一年毎に損益を計画することは明らかに不当である。即ち原子力保険にあつては、或る

年の収入保険料から支払保険金、所要経費、未経過保険料等を差し引いた残額をもって直ちにその年度の利益とみなすことは適當でなく、収入保険料のかなり大きい部分を将来起るかも知れぬ異常な大災害のための準備金としてあらかじめ控除し、これを長期間に亘り累積的に積み立てておくことが要請される。これは、短期的には望み得ない大数法則の実現を長期的に可能にするための技術ともいふことができよう。日本原子力保険プールでは現在毎年その收受する原子力損害賠償責任保険料の五割を異常危険準備金として積み立てており、これに対しては税法上非課税の特別措置がとられている。

(二) 総てん補責任限度額の設定と非自動復元の原則

各国の原子力責任保険が採用している共通の原則の一つとして、保険金額がいわゆる総てん補責任限度額 (Aggregate Limit of Liability) として定められ、事故の結果保険金の支払が行われても保険金額の自動復元 (automatic reinstatement) が行われないことをあげることができる。これをいまい少し詳しく説明すると、一般の第三者賠償責任保険では通常保険金額が一事故につきいくらと限定されるだけで、保険期間中にもし複数の事故が起れば保険者はその都度何回でも保険金額まで責任を負う(従つて保険金額

の自動復元が行われる) のが原則であるのに対し(註2) 原子力責任保険では特定の原子炉施設について保険者の負うことあるべきてん補責任が事故の回数に如何を問わず総額で一定額に押えられ、もし事故によって保険金の支払が行われたときはその分だけ爾後の保険金額が減少し、保険金額はもとに復さないのを原則とする。この場合、被保険者側からかりに保険金額復元の対価として追加保険料が提供されても保険者としては復元に応ずる義務がない。しかも更に重要なことは、たとえ保険契約が満期更新されても(現在多くの國の原子力保険者は保険期間を一年毎に区切って引受ける方式をとっている)、右に述べた総てん補責任限度額だけは更新されることなく、各契約年度に共通した一個の保険金額として一貫して適用されてゆくという事実である。これを具体例によって説明してみると、

イ ここに或る原子炉につき最初保険金額を五十億円で定めて発足した原子力責任保険契約があつた場合、もし初年度の途中で一つの事故が起り五億円の保険金が支払われたとすると、その支払日以降この契約の保険金額は四十五億円で減少するが、この残存保険金額はこの年度の契約が満了し更新された後も引き続き二年目契約の保険金額として承継されてゆく。即ち契約の更新によって保険金額が五十億円にもどることはないのではあ

る。

口 ところで、原子力損害というものは事故発生後或る期間を経てはじめて顕在化する場合が少なくないから、保険者は当該保険期間中の事故に起因する損害である限りはたとい保険期間が満了した後でも何年間かはてん補の責に任ずるのが通常である(わが国では後述の通り事故発生後十年間)。従って右の場合初年度の保険者は契約満期後も依然四十五億円の潜在的責任を負っているわけであるが、この四十五億円は二年目契約の保険金額である四十五億円と別個の存在ではなく、両者は実是一個の共通の保険金額であることに注意する必要がある。従って二年目契約の保険期間中に偶々前記の初年度の事故に基くてん補損害が更に三億円ふえたとなると、爾後は四十二億円が二年度に共通する残存保険金額ということになるわけである。

ハ この共通関係を更に明瞭にするために、三年目に入って新しい第二の事故が起り、十億円の保険金が支払われたと想定しよう。これによって三年目契約の保険金額は当然三十二億円に減少するが、この保険金額は初年度契約の残存保険金額とも共通関係にあるから、第一回の事故に基き今後現れるべき遅発性損害のてん補に充当できる金額も同時に三十二億円に減少する結果になる。このように、原子力責任保険では後年度に起った

事故がそれ以前の契約年度の保険金額に遡及的影響を与えるという特質があるのである。

以上説明したような関係は、わが国の現行の原子力損害賠償責任保険普通保険約款第四条の中で、次のような文言によって表現されている。

「保険証券記載の原子力災害に対する保険金額をもって、この保険契約およびこの保険契約に継続するすべての保険契約もしくはこの保険契約によって継続されたすべての保険契約を通ずる当会社の総てん補責任限度額とし、当会社がこれらいずれの保険契約に基づく問はず損害をてん補したときは、保険証券記載の原子力災害に対する保険金額からてん補した金額の合計を控除した残額をもってこれらの各保険契約に基く当会社の残存責任限度額とする。」

註² 但し、いわゆる生産物責任保険(Product Liability)の場合に例外で、この場合には保険期間中に支払われる保険金の総額を全体として一定額に限定するのが普通である。

ところで、それでは何故に原子力保険ではこのように厳格な総てん補責任限度額の制度が採られたのかというと、これには大きく言って三つの理由があるといえる。まず第一に、保険者は原子力開発に伴う緊急の保険需要に応ずるため、準備金の蓄積の全く無い状態のままで巨額

の原子力責任保険を引き受ける必要に迫られた。このためには保険者は必要な準備金が形成されるまでの間、とりあえずその株主資本を担保に原子力保険の営業を行うほかはない(他の保険種目の準備金を流用することはそれらの種目の被保険者の利益を脅かすことになるので好ましくない)。しかも被害者保護という国家的要請に應ずるために、保険者は普通ならば自己の勘定では引き受けられない巨額の責任を原子力の分野では敢えて負担しているのが多かれ少かれ各国に共通した実情である。このような現状では

保険者として結果的に無制限の責任を負いかねない保険金額復元主義をとることには困難な事情にある。第二の理由は、かりに一般の責任保険のように保険金額を一事故につきいくらと限定してみたとしても、原子力損害の特質上一体どの事故に起因する損害であるか明瞭には識別し難い場合があるということである。即ち或る原子炉で二回以上事故があった場合、二度目の事故以後に発現する損害の中には、そのいずれかの事故に起因することは推定できてもそのいずれかの事故が真因であるかを確定し難いケースが考えられるのである。そしてこれらの事故のうち一方が大規模な事故であって保険金額の金額が既に支払われてしまったような場合には、その後顕在化する損害はたとく他方の事故の結果であるとして

処理され勝ちな危険性のあることも保険者としては無視できない。第三に、保険金額を大きく費消するような大事故を起した原子炉、或いは何回も繰返し事故を起すような原子炉はその設計、建設または運転に何かしら問題があると考えるべきで、このような炉に対しては場合により閉鎖の措置がとられるか、或いはたとえ操業の継続をみとめるとしてもそれはその欠陥について十分な調査がなされ事故再発のおそれが除去された後でのことであろう。一般の責任保険における保険金額自動復元主義は被保険者の事業が事故の発生にもかかわらず依然として引き続き営まれる場合には確かに有意義な方式であるが、原子力事業の場合には事故発生後もそのまま操業が継続することはむしろ例外的であると考えられ、保険金額を即時復元しなければならぬ必要性はさほど切実とは言いがたい。

しかしながら以上述べたことは必ずしも保険者が常に保険金額の復元に応じないことを意味するわけではなく、具体的な事情の如何によって実際に復元の行われる場合も十分に考えられる。ただそのためには若干の条件、例えば事故を起した原子炉に対しこれを事実上別の炉とみなしうるまでに根本的な改善措置がとられること、前回の事故による被害のうち未発現の部分の総額についておおよその推定が可能であること、復元の対価とし

ての保険料は復元当時の四囲の事情を勘案した上で新規の原子炉に対するものとして算定されること、等の前提条件が満たされることが必要であると思われ

(四) 保険需要の累積化防止のための措置

原子力責任保険の最大の需要者は勿論原子炉その他原子力施設の事業者であるが、しかしこれ以外の人々でも原子力災害の結果損害賠償責任を追求されるおそれのある限り保険による保護を必要とする可能性はある。例えば原子力施設の設計・建設・運転・管理・修理等に関連して設備・資材・燃料・役務等を提供する者が、その納品や役務の瑕疵に起因する原子力災害について一般公衆又は原子力事業者に対し賠償責任を負担する可能性があるとするれば、これらの者は巨額の賠償金支払によって倒産する危険から免れるためにどうしても原子力責任保険の付保を考へざるをえない。尤も当該国の法律が当該施設から生ずる原子力損害に対する賠償責任を既に一人の原子力事業者の上に完全に集中しており、それ以外の者は直接にも間接にも一切責任を負わされる可能性がないという場合には、保険需要はこの原子力事業者だけから起り、その他の者はすべて付保の必要性から解放されるので問題はない。しかし国によ

てはかような法律が未だ存在しない、又はまだ施行段階に至っていない場合もあるし、又そのような法律があっても右に述べたような完全な責任集中が行われないう場合もある(例えばわが国の今回の原子力損害賠償法では責任を一旦は原子力事業者に集中しているが、その後で故意又は過失ある第三者に対する求償の可能性を残しているので完全な意味での責任集中とはいえない)。このような場合には、直接被害者からの賠償請求又は原子力事業者からの求償の危険にさらされる色々な立場の人々(その数は下請業者や個々の資材・部品のメーカーまで入れるとおびただしいものになり得る)からいずれも巨額の原子力責任保険が競って申込みれる可能性があり、保険者としては万一原子力災害が生じた場合にそのてん補責任の総額がいかなる規模に達するのかが把握が困難となる。これでは原子力保険の経営は事実上不可能になってしまうので、保険者としては何等かの方法により保険需要者を一ヶ所に集中し、それ以外の関係者からはこれと競合する保険需要が一切起らぬようにする工夫が必要である。このために採用された技術として次の三つをあげることができる。

イ 契約責任の担保

原子炉の建設・運転に関連して原子力事業者が各種の物品や役務の供給者と結ぶ契約の中には、当該原子炉の事故の結

果供給者が第三者に対して負担することあるべき賠償責任は被供給者である原子力事業者が肩代りして負担する旨の条項(いわゆる Hold Harmless Clause の一効果)が含まれていることが多いが、原子力責任保険ではこのように本来は他人が負うべき法律上の損害賠償責任を被保険者が肩代りして負担した場合にもてん補の対象とするのが一般である(わが国の現行原子力責任保険約款第七条六号但書参照)。これによってこれらの供給者は、被供給者の国の法律が責任集中の原則を採用していると否とを問わず、供給契約の中に右のような条項を入れておきさえすればかかる第三者賠償責任に対して自ら保険を付するのを免れることになる。

ロ 被保険者の範囲の拡張

しかし供給契約の中に右のような責任転嫁条項を挿入するという事は必ずしも常に期待できることではないし、又下請業者や個々の部品・資材の供給者が一このような特約を結ぶことは事実上不可能である。そこで次に執られる方法は、原子力責任保険の被保険者の範囲を原子力事業者以外の者にまで拡大し、当該原子炉の事故によって第三者賠償責任を負担するおそれのある関係者をすべて自動的に共同被保険者とするのである。これによってこれら関係者は個々に責任保険を付する必要がなくなるわけで、この

ような方法は共同被保険者とされる関係者の範囲に多少の広狭はあれ、法による責任集中が行われる以前の段階ではどの国の原子力保険プールでも採用する方法である。わが国の原子力責任保険でも、今回の原子力損害賠償法が実際に施行されるまでは、「被保険者拡張特約条項」により被保険者の範囲をひろく「施設の設定もしくは運営に関係する者」(これを約款では「事業関係者」と呼んでいる)にまで拡張することになっている。

ハ 保険てん補の条件としての求償権の放棄

被保険者の範囲を拡張するという措置は原子力損害に対する賠償責任自体が法律によって原子力事業者に集中されてしまえば不要となる筋合いのものであるが、しかしこの法律が事故に対する真の原因を作った第三者に対する原子力事業者の求償権をみとめておけば、かかる第三者は求償権の行使による損害に備えるためやはり保険による保護を求めてくる可能性がある。そこでこれに対処する方法として、原子力事業者はその保険契約に基いて保険金の支払を受けるための前提条件として、少くとも保険者から支払われる金額に関する限りは他人に対し彼が有する求償権を行使しない旨をあらかじめ保険契約の中で取りきめておくことが行われる(註3)。保険金請求権を放棄してまで他人の責任を追求しよう

という原子力事業者は事実上存在しないであろうから、原子力事業者の締結した保険契約の中にこのような条項が含まれることはその他の者が個々別々に責任保険の手配をする必要性を事実上消滅させることになるのである。

註3 この趣旨の規定はわが国の現行普通保険約款第十八条二項にも見出されるが、この現行の規定は求償権放棄の相手方が事業関係者に限られていること、故意による損害の場合には求償の可能性を残していることとの二点においてなお不徹底な面をもっている。日本原子力保険プールでは近くこの規定を改正し、いかなる他人に対しても、又理由のいかんを問わず求償権を行使しないことをもっててん補の条件とする予定である。

三 日本の原子力責任保険の担保範囲

わが国の現行の原子力損害賠償責任保険約款をここに逐条的に紹介することは到底紙数が許さないが、少くともこの保険ではどのような危険が担保されており又何が除外されているかについてここで若干説明を加えておくことは、今後この保険の約款を読む人々のために理解の助けになるかと思う。

(一) てん補する損害

この保険でてん補される損害とは、被

保険者（即ち原子力事業者）が、保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により、人の身体に障害（死亡を含む）を与え又は物を滅失・き損・汚損したことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害である。これを更に詳しく説明すると、

イ この保険でてん補される損害は必ずしもいわゆる原子力損害に限らない。例えば原子炉における火災や爆発が放射能汚染を併発した場合、この保険は放射能とは無関係に火災又は爆発のみによって第三者が受けた損害の部分に対する賠償責任もてん補する。のみならず原子力災害を全く伴わず事故によって被保険者が負った賠償責任もやはりてん補するのである。このような立場をとったのは、実際に生じた損害についてそれが原子力危険に起因するものか否かの判定が困難な場合がありうることを考慮したため、この点ではこの保険のてん補範囲は今回の法律によって原子力事業者が負う責任の範囲よりも更に広いものになっている。但し、原子力災害以外の災害（約款ではこれを一般災害と呼んでいる）にもとづく保険金の支払によって法が原子力災害につき要求する損害賠償措置額が侵されることを防ぐために、この保険の保険金額は原子力災害と一般災害とについて別々にこれを定めることになっている。

ロ 被保険者が負担した賠償責任がこの保険でてん補されるためには、それが当該施設で発生した何等かの「事故」に起因してはならない。ここでいう「事故」という概念は必ずしもいわゆる交通事故のように時間的に特定しうる突発的な出来事だけを意味するわけではなく、時間的に或る程度継続した事故状態をも含む概念として用いられているが、しかしいずれにせよ何等かの意味で異常な瑕疵ある状態（例えば損壊・故障・操作の過誤等）が当該施設で発生し、それが原因で第三者損害が発生した場合にこの保険が発動するのであって、施設自体には何の異常もなく、運転も所定の基準に従って終始正常な状態で行われていたにもかかわらず、時とともに周辺の住民が被害を訴えるようになったという場合は、いわゆる正常運転による損害として国家補償の対象となる。なお何故この保険が「事故」の介在をてん補の要件としたかという点、一つには事故という概念が保険者の責任の発生日を時間的・空間的に確定するための客観的な基準を提供するものとして損害保険制度の一つの重要な構成要素となっているからであり、又一つには何の事故もないのに損害が発生するという可能性は当該原子炉の設置・運転の許可基準自体に何等かの欠陥があった場合以外には考えられず、従って万一このような損害が生じた場合に

はかかる基準の設定者である国が補償の任に当ることが適当と考えられるからである。

ハ 被保険者が負う賠償責任は、付保施設において生じた事故により第三者が実際に身体障害又は物の滅失・き損・汚損を蒙ったことを理由とする責任でなければならぬ。換言すれば、事故の結果実際に放射能汚染を受けぬ近接町村の地価が下落したとか、或いは付近の住民が汚染を免れるべく避難する際に出費を要したというような損害はこの保険によるてん補の範囲外である。この種の損害に対しては原子力事業者はそもそも賠償責任自体を負担しないのではないかと考えられるが（原子力損害賠償法第三条一項及び第二条二項参照）、かりにこの点について異なる解釈が採られたとしても、限られた保険金額を被害者救済のため出来るだけ重点的に活用するという見地から、少くとも保険面ではかかる間接的な損害を考慮の外に置くことはやむを得ない措置と思われる。

(二) 免責危険

原子力責任保険のてん補範囲は、その社会的使命に鑑み民間保険として可能な限り広汎かつ包括的であるよう配慮されているが、しかし種々の理由から免責危険として掲げる必要のみとめられたもの

がやはり若干ある。以下これらのうち原子力損害に関係のあるものについて簡単に説明する。

イ 被保険者の故意に起因する賠償責任……公序良俗の見地から来る免責事項で、商法第六四一条とはほぼ趣旨の規定であるが、商法の規定では悪意と重過失がいずれも保険免責の事由とされているのに対し、この約款では故意だけを免責事由として掲げ、少くとも重過失については保険者がてん補の責に任ずる意志を表明している点に注意すべきである。

ロ 戦争・内乱・地震・噴火等に起因する賠償責任……民間保険として通常引き受けることの難しい保険であるため免責としたものであるが、これらの事由が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に該当する場合には事業者の責任自体が発生しないことにならう。なお地震・噴火により事業者が万一責任を負ったときは国家補償が適用される。

ハ 戦争用具の製造・使用等に起因する賠償責任……原子力の平和利用という大原則に協力する目的で引き受けられる保険であるところから、かかる目的に背反する軍事利用の危険を免責としたものである。

ニ 洪水・高潮・台風・暴風雨等の風水災……原子炉の立地条件の如何により危険度に大差があるので一応普通約款では除外してあるが、別に風水災危険担保

特約条項を準備し需要に応ずる途を開いてある。

ホ 被保険者と第三者との間の特約による加重責任……被保険者がその本来法律上負うべき賠償責任以上の責任を第三者と協定の上負担した場合に、その加重された部分を免責とする趣旨である。但し原子力災害について本来は第三者が負担すべき法律上の賠償責任を被保険者が肩代りして負担する場合は、前述の責任集中の見地からこの保険でてん補することとしている。

ヘ 被保険者が所有・使用・管理する物の損壊につき、その物に対し正当な権利をもつ者に対し負担する賠償責任……被保険者が賃借中の他人の物が事故の結果返還不能になったような場合と、他人に賃貸中の被保険者の物が損害を受けた結果その他人の権利が害されたような場合との二種の責任が考えられるが、これらはいずれも被保険者が施設外に在る一般の第三者に対して負担する不法行為責任とはやや質を異にし、むしろ施設内の物を対象とする財産保険の一部として引き受けることが適当と考えられたため除外されたものである。

ト 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任……労働者災害補償保険との競合を避けるための規定である。

チ 施設の正常運転に起因する損害……

リ 施設外へ又は施設外から輸送中の放射性物質に生じた事故に起因する賠償責任……この種の危険は固定した原子炉の危険とは質的に異なるものを含んでいるので、この保険からは一応除外した上、別途国内輸送の場合は「運送危険担保特約条項」により、国際輸送の場合は目下準備中の「原子力輸送賠償責任保険」により、それぞれ別に保険金額を定めて引き受けられる予定である。

又 事故発生日から十年経過後被保険者に請求を行った者に対する賠償責任……原子力責任保険は、原子力損害特に人の身体障害の遅発性に対処しうよう、いやしくも保険期間中に発生した事故に起因する限り、保険期間満了後相当の長年月を経ても請求を行ってきた被害者に対する賠償責任でもこれをてん補するというたてまえをとる必要がある。しかし他面このことはその間保険者として当該契約年度に対する原子力保険の収支を最終的には確定できぬことを意味し、又長年月の間には通貨価値の下落によって最初受取った保険料が不十分な対価と化

してしまふおそれもある。そこでわが国の保険約款ではこのような両面の事情を考慮し、保険経営上耐え得る最長の期間として事故後十年間は保険者の責任を存続させることとしたものである。この期間の経過後賠償請求の行われた原子力損害に対しては国家補償が適用される。

なお最後に、この保険では被保険者が被害者に対して支払うべき賠償金額のほか訴訟費用をもてん補すること、及び一構内に複数の原子炉が存在するときはこれらの炉の総体に対して一枚の保険証券が発行され、その保険金額はこれらの炉に共通して適用される(いわゆるサイト主義)ことを付言しておく。

(筆者・東京海上外国部火災再保険課)